

景観まちづくりの課題と展開

東京大学教授 西村 幸夫
東京大学助手 中島 直人



西村 幸夫 (にしむら ゆきお)
東京大学大学院 工学系研究科都市工
学専攻 教授

1952年福岡市生まれ。
東京大学工学部都市工学科卒、同
大学院修了。明治大学助手、東京
大学助教授を経て、1996年より現職。
この間、MIT客員研究員、コロンビ
ア大学客員研究員等を歴任。専門
は都市計画、都市保全計画、市民
主体のまちづくり論など。工学博士。

主な活動として国土交通省国土審議会特別委員、文化庁文化審
議会専門委員、東京都景観審議会会長、岐阜県景観審議会
会長、千代田区景観まちづくり審議会会長などを歴任。

主な著書に「都市保全計画」東大出版会、「環境保全と景観創造」
鹿島出版会、「都市美」学芸出版社(編著)、「日本の風景計画」学
芸出版社(編著)、「都市の風景計画」学芸出版社(編著)などがある。

日本建築学会賞(論文)、日本都市計画学会論文賞、日本不動産
学会著作賞、韓国文化観光省優秀学術図書賞などを受賞。



中島 直人 (なかじま なおと)
東京大学大学院 工学系研究科都市工
学専攻 助手

1976年東京都生まれ。
東京大学工学部都市工学科卒業。
同大学院修士課程修了。2002年よ
り現職。博士(工学)

主な著書に「日本の風景計画」学芸
出版社(共著)、「景観法を活かす」
学芸出版社(共著)、「都市美」学芸
出版社(共著)、「近代大阪と都市文
化」清文堂出版(共著)などがある。2005年日本建築学会奨励賞
を受賞。

風景認識の5段階論

景観法に基づく日本初の景観計画を策定し、さらには
市内の水郷の風景を日本初の重要文化的景観として選
定へ導いた滋賀県近江八幡市の名物市長であった川端
五兵衛氏(2期8年の任期を終え平成18年12月勇退)か
ら先日おもしろい話を聞いた。地元の人々が景観の問
題を意識していく経過には5つの段階があるというので
ある。

最初はまったく無関心の段階。そもそも身の回りの
風景がなにか特別なものであると感じる人はよほどの
感性の持ち主かよほど特別な環境に住んでいるひとで
あって、通常では、それは日常生活をおくるための当然
用意された周辺環境であり、なんら特別のものではな
い。周辺の景色に関心がない、見えていても意識的な
目で見えていないのが普通であろう。

続いて、近所のちょっとしたいい風景などがテレビで
紹介されるなどして、「あれっ、うちの近くが写っている」
と驚いたりする段階。これが第二段階、すなわち気づ
きの段階、景観の意識化の段階である。

これまで当たり前だと思っていたある風景が切り取
られて、マスメディアで紹介されることによって、「こ
ないだあそこがテレビに写っていたよ」といった話題とし
て採り上げられるようになり、何か当たり前ではないも
の、そのような評価が可能なものとして自分たちの見知

っている風景が捉えられるようになる段階である。

続いて第三段階は、外部の専門家がやってきて、こ
この景観はこれこれこうした特徴を持っており、他と比
較してこれほどの重要性がある、などといった評価を
おこなうことを通して、自分たちの身の回りの風景をよ
り客観的に捉えられるようになる段階である。

当たり前だと思っていた身の回りの風景がじつはそ
れなりに価値のあるもので、他に引けを取らないもの
であるということが次第に理解されていく段階でもあ
る。そのなかでそうした価値ある風景を大切なものとし
て評価する視点が発生してくる。川端前市長の言葉を
借りると「この景色はみんなのもの」という主張が産ま
れてくる段階である。風景の公共性が認識される段階
だということもできる。

ここまでだったら当たり前のことかもしれないが、川
端前市長が主張するユニークな点は、この先に第四の
段階があるということだ。それを川端五兵衛氏は「この
景色はわたしのもの」と主張する段階だという。「みん
なもの」と「わたしのもの」とではどう違うか。「わたし
のもの」と思ってあたりの風景を見回すと、その景色を
見出すような行為は許し難く感じることになる。「あそこ
のあの看板は見苦しい」とか、「あの建物の壁の色は目
立ちすぎる」といった苦情が行政に寄せられる。「だか
ら市役所は何とかしてほしい」という要求が出されるこ
とになる。こうした意見はあたりの風景を自分のものだ
と感じているから出てくる要求だと川端前市長はいう。
だから第四段階は、「この景色はわたしのもの」という
段階なのである。

最後の第五段階は、こうした風景が大切なものである
ということに住んでいるひとが啓蒙者となって他へ伝え
ていく段階である。

言い得て妙といった景観認識の5段階論である。た
だし、こうした5段階が当てはまるのは、ある意味、近江

八幡のような美しい景色を保有している幸運な自治体
だけではないかといった批判はあるだろう。たしかに、
周辺の風景がテレビで紹介されるようなまちはそれほ
どは多くないといえる。

それでは、近江八幡の風景認識5段階論は普通のま
ちには適用不能なのだろうか。

そうではないと考える。

では、どのような段階論があり得るのか。

まず、無関心という第一段階はどこでも同じである。
次の第二段階はどうだろうか。テレビで放映されるよう
な、他とはひと味違った売り物の景色がないまちでは
どう考えたらいいのか。ここが一番重要なところである。
この段階にうまくレベルアップできたら次の「風景はみ
んなのもの」から「風景はわたしのもの」へ、そして啓蒙
者への成長も望むこともそれほど高嶺の花ではないか
もしれない。

では、そのような第二段階へのリフトが、とりたてて
まち自慢があるわけではない一般のまちにおいてどの
ようにして可能なのか。

「ふつうのまち」から「特別のまち」への転移はどのよ
うにして可能か

そもそもここでいうところの「ふつうのまち」と「特別
のまち」を分かつものは何なのか。近江八幡市の例で
考えると、それはマスメディアで紹介されるような見た目
にもわかりやすい景観上の特色があるかどうかということ
になる。それでは、ベストセラーの標題ではないが、
「まちは見た目が9割」ということだろうか。

たしかに「見た目」つまりそこにそのままある風景が
説得力を持つことは当然である。問題は通常では見え
ないまちの価値を可視化し、評価可能とするようなこ
とができるかということである。そして私はそれは可能
だと考えている。そこにこそ標題に掲げた「景観まちづ

くり」の神髄がある。

どのようにしてそのような不可視的な価値の顕在化が可能なのか。

■第一の手法：景観のそうざらえから特別なものを見つけ出す

ひとつの手法は、まちの景観的な魅力はたんに不可視なのではなく、気付いていないだけで詳細に検討すれば(いかに断片的なものであれ)価値のある景観が見出されてくるという場合も少なくないので、そのような景観上のそうざらえをおこなうということである。

タウンウォッチングや百景選び、さらにはある瞬間の情景(たとえば夕日が美しい浜辺や山の斜面にかたくり群落の花咲く風景など)、祭礼や行事のときにあらわれる祝祭的な空間のしつらえや歴史上意味のある空間など、個々の場所性を評価する視点は多様である。これらを総動員することによって景観上の宝探しが深化していくことになる。

それでも景観上の価値の顕在化が不十分な場合や点在しているうまくネットワークできないような場合は少なくない。そのときはどうするか。

■第二の手法：都市の構造から景観上の重点を探り出す
次なる手法は現在の都市の構造から景観上重要となる場所を掘り出していくという作業である。

たとえば、通学路がわかりやすい。

小学校や中学校の指定されたスクールゾーンなどは子供たちが文字通り毎日通学に利用する重要な歩行者動線である。ここの風景が子供たちにとってはふるさとの当たり前の風景として刷り込まれていくことになる。行き帰りに友達とふざけ合って遊んだ道ばたや広場の意味は将来なつかしさとともに子供たちの心の中に蓄積していくことになる。現時点ではなんら景観上の特質を有していないとしても、通学路沿いの風景は今後優先的に整備していかなければならないということには説

得力があるだろう。

同様のことは駅周辺の通勤・帰宅の主要経路や目抜き通り、歴史的な街道筋、社寺の参道空間などにも適用することができる。また、先述したように普段は普通の空間に過ぎないところが晴れの場面で祝祭の舞台となるようなところもあるだろう。

こうした空間は、一見するところ他から際だった景観上の特徴を有していないかも知れないが、都市構造の側から考えると整備の優先順序が高い通りということになる。つまり、景観上まったく当たり前の空間であっても、都市構造の側の論理をそこに適用することによって今後の価値の高まりが効果的だと予測できる場所がある。

■第三の手法：都市空間の「意図」を読む

さらに第三の手法がある。

それは、まちの立地やその後の変遷を微地形にまで遡って振り返り、さらにその変容のあり方をまちへの計画的関与という側面から検討することを通して得られる知見を基盤にまちを見直すという手法である。

地形と歴史は現在のまちを形づくる二大要素である。したがって地形と歴史の両方の視点からいかにしてまちができてきたかを知ることができる。いかにしてまちができてきたかを知ること、たとえば、街路を樹形にたとえると、どの道が歴史的には太い幹であり、そこから枝葉がどのように伸びていったのかを的確に見定めることを意味している。

とすると、現在はいかにありきたりの狭い道であったとしてもかつての幹はそれなりに重要な役目を持っている。その目で街路を見ると、微妙に屈曲していたり、時代と共に道幅に振れがあったり、街路沿いに古い商家が点在していたり、遠くに山が展望できたりと思わぬ意図が繋がっていることに気付くかも知れない。

ここで詳細に述べる余裕はないが、このような街路

空間の巧まらずして有する固有性は、その街路風景が持っている「意図」のようなものである。もちろん、まち自体が独自の「意図」を持つことはないので、じっさいはこれをこちらから眺める側によって解釈されるものとしての「意図」ではある。しかし、それはやはり確乎として存在するものではないだろうか。

具体的な例証は、2006年12月から「季刊まちづくり」誌に連載を開始したシリーズ「都市空間の構想力」を参照することとして、ここでは概説に止めざるを得ない。ひとこと付言するならば、連載の序説に掲げた拙稿で次のように表現していることだけを紹介したい。

「まったく偶然に、なんの脈絡もなくひかれた道路などあるはずがない。それぞれの時代にそれぞれ固有の事情から開かれた道路が時代ごとに重層し、影響し合いながらネットワークを形成し、それをさらに発達させていく。その一断面、現代という時代で切り取ったひとつの断面が、いま私たちの目の前にひろがっている道路網なのである。

ところが普段私たちは現代以外の断面で道路網を見ることはない。目の前の道路網を所与のものとして考える以外の選択肢は通常あり得ない。しかし、この見慣れた道すじをたとえば建設者の側から見てみると、まったく異なった様相があらわれてくる。それが時代ごとに重層しているということは、道路網というものが構想された空間の時間的な集積と見なせるということの意味している。…(中略)…都市空間そのもののなかに積層された意図が織り込まれ、あたかも共同の意志のように読める、そうした意志があることを示したいと思う。それは空間の修辞(シンタクス)といえるようなものである。都市の文法の中にそれぞれの都市空間は意図を持って布置されている。そうした意図は間違いなく地形や歴史、そこでの生活風景と密接に関わり合っている。都市空間自体が構想力を持っているのだ。」(西村幸

夫「『都市空間の構想力』序説」、『季刊まちづくり』第13号(2006年12月)p.93)

このような「構想力」というものを解釈することによって、都市の各空間が今後どのような役割を果たすことが望ましいのかを展望することが可能となる。都市景観施策もその一環として実施することができるというものである。

つまり、今日残された価値ある「見た目」としての景観のみならず、都市の各空間が本来的に保有してきた「意図」や「構想力」を見極めることによって、その慣性力の方向を知り、その流れの向きに棹さすように、当たり前の都市風景の現場でも、次なる景観施策立案の根拠を得ることができるようになるのだ。

遷移のプロセスをデザインする

「ふつうのまち」に内在する「特別なもの」あるいは「固有の意図」を顕在化し、意識を遷移させていく手がかりは何か手に入れることができるとして、それはどのような主体によって担われるべきなのか。

従来のように行政がお膳立てをして計画案の下敷きを用意するようなやり方では、絵に描いた餅はできるだろうが(そして絵に描いた餅を賞賛したり賞味したりするといった観客としての市民は少しはあらわれて来るではあろうが)、市民の景観認識を変化させるには至らないだろう。それではどうしたらいいのか。

意識の遷移が内発的に起こるような仕掛けが必要となる。それは、上述したような自分が住むごく普通のまちの中にある種のポテンシャルを再発見するプロセスを市民それぞれが追体験するような仕掛けである。さらにいうならば、そうしたプロセスを通して都市空間の見えざる新たな「意図」が参加者それぞれに臨場感を持ってまさしく発見されるような、そのような実体験が存在することが望ましい。

しかし、そのような理想的な市民参加プロセスなど存在するのだろうか。

ふたつの相異なった工夫が存在するように考える。

■第一の工夫：草の根ワークショップによる

第一の工夫は、文字通り草の根型のワークショップによって、「ふつうのまち」に普通でないものを発見していく方法である。

たとえば、周到に準備されたまちあるきは、参加者に普段見慣れたはずの風景がいかにも本当の意味でよく見ていなかったのかを気付かせることにつながる。新鮮な目で見直してみるふるさは新しい発見や不思議に満ちていることだろう。そしてそうした発見は、ワークショップを用意した企画者の意図や予想を超えて、はるかに豊かな結果をもたらすに違いない。

なぜなら、多くの目で見られた風景はより多くの意味をもたらしてくれるからである。多くの目とは多くの異なった視点や思想を意味している。

ひとりひとりが異なった人格であるように、ひとりひとりの視線は異なった風景に反応し、それが蓄積されることによって少数の専門家が担当して見出すこと以上の価値をありきたりに見える風景から抽出することができるのではないだろうか。

ワークショップがそのまま風景新発見の現場になるとすると、これ以上の盛り上がりはないに違いない。「ふつうのまち」を突破する視点はこうした現場で直に構築されることもあるだろう。予想外の展開は、参加者の参加意識を高め、準備されたメニューをこなしているのではない臨場感を参加者が共有することになる。

その分、企画側には当初、結末を予測できないという不安はあるだろうが、これまでの10年を超える参加型ワークショップの全国的な経験がこのような前向きな実験を行える風土を築いてきたといえる。

■第二の工夫：専門家による詳細な分析による

草の根型のワークショップは合意形成に至る民主的な工夫であるに止まらず、このように新しい視点をうまく掘り上げる工夫として優れているといえる。

しかし、こうした方法も万能ではない。浮かび上がってきた視点が多様であればあるほど、今後のフォローが追いつかなくなる可能性が高い。

また、ワークショップ時の一次的な高揚をその後に引き継ぐことはワークショップの枠外のことになってしまう。さらに、現時点において都市景観上に手がかりのないものに関しては、当然ながら指摘がなされる可能性がほとんどないという欠点がある。

こうした点を補うために別のアプローチによって「ふつうのまち」を普通でなく意識することを可能とする方法が検討されている。それは専門家による詳細な景観分析を出発点として、合意形成の場に手がかりを提供するという工夫である。

例えば、前節で挙げた第三の手法である都市空間の「意図」を読むことを専門家によってまず綿密におこない、その結果を市民の前に示して風景の発見を促すという工夫である。私たちの研究室は、現在、新宿区の景観計画改訂の作業に参画しているが、その最初の調査は、合意形成の場への手がかりの提供のための景観分析調査である。ここでひとつ、具体的な分析事例を示そう。

次頁の写真を見て欲しい。二枚ともJR四谷駅から徒歩5分程度、新宿通りと靖国通りという幹線街路に挟まれた住宅地の風景である。おそらく説明なしには、どちらの写真に写る街並みも「ふつうのまち」の風景としか映らないだろう。戸建て住宅や木造2階建てのアパート、また最近増加傾向にあるマンションが混在する街並みに、特別な何かを感知するのは難しい。

しかし、いったん眼前の風景から目を離し、地区を俯

写真1 三栄町・坂町付近の景観(南部)

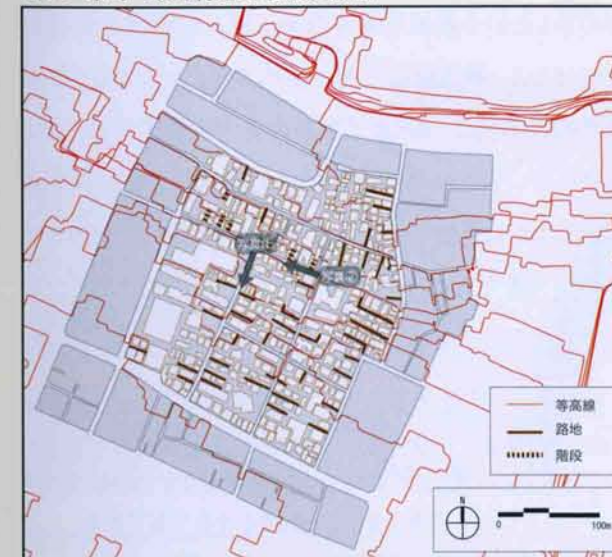


写真2 三栄町・坂町付近の景観(北部)



瞰する目線で地形と街路の関係に注目してみれば、「ふつうのまち」の風景も色めき立つ。この地区は全体としては北方に向けて下る緩い北側斜面地であるが、より詳細に見れば、地区の北部は崖地を伴う急激な斜面なのに対して、南部はだいぶ緩やかな斜面となっている。つまり、地区の北部と南部では地形の様相は実際には異なっている。そして、この地形の差異に合わせて街路のかたちにも差異がある。北部では東西の街路が主軸なのに対して、南部では南北の街路が主軸となっている。

図1 三栄町・坂町付近の地形と街路

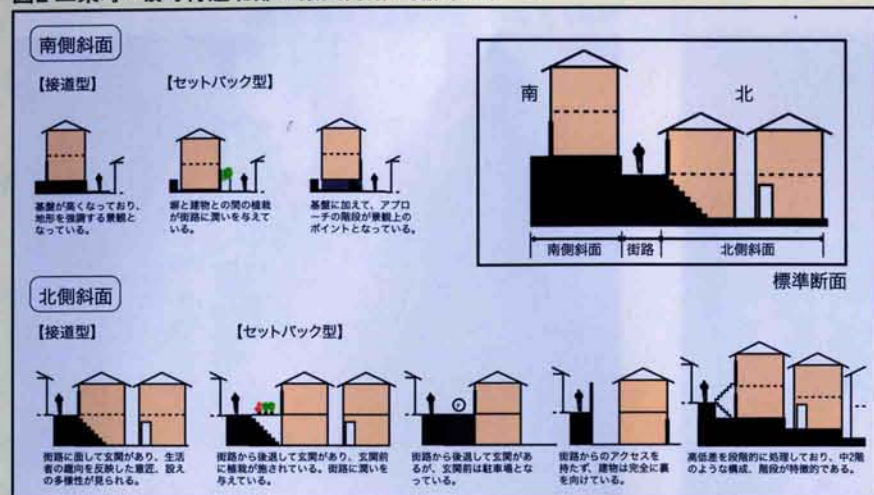


そうした事実に気付いた後に、もう一度地区を歩いてみれば、北部と南部との風景の「差異」も見えてくる(なお、写真1が南部、写真2が北部である)。この地区の場合、南部の南北方向の坂道では、両側に基壇があり、その隙間から東西方向に平坦な行き止まりの路地が延びる構造となっている。対して、北部の東西に平坦な主軸街路では基壇は片側にだけ現れる。路地は南北方向に延び、時に階段を伴っている。また、敷地のサイズは、南部よりも北部の方が確実に小さい。間口の差異というよりは、北部は東西方向の主軸からそう遠くない位置に崖線が並行に走っており、これに規定されて敷地の奥行きが短くなっているのである。

こうして地区の風景内に「差異」を見出すことは、景観の特徴、即ち「ふつうのまち」を普通でなく意識するための第一歩である。更に街並みの相違を見ていこう。

南部は敷地規模に若干余裕があるため、戸建て住宅が街路際に庭を設けているケースが多く、その緑が左右の基壇、塀の上から街路にはみ出している。そして主軸が坂道のため、それらの緑が少しずつ上下に遷移しながら重なり、気持ちの良い見通しの景観を生み出している。一方で北部は街路に沿って左右で敷地の地盤面が異なり、特に北側では地面が街路より一段低く、

図2 三栄町・坂町付近北部の東西街路の断面パターン



※図面作成協力：塩澤諒子（東京大学大学院修士課程）

庭木は街並みにはあまり寄与しておらず、南部のような緑が左右からはみ出るといふ景観にはならない。むしろ景観を特徴付けているのは、街路と敷地との高低差が生み出す表情である。図2に示したように、断面で見れば、その高低差にも幾つかのタイプがある。幾つかのタイプの組み合わせで、現在の風景が出来ている。

そして、この地区の場合、こうした風景の「差異」は、遡れば江戸期に既に生み出されていたものである。江戸の切絵図（図3）を見れば、この地区の街路網はほぼ江戸期に出来上がっていたことが見て取れる。北部、南部ともに比較的敷地規模の大きな旗本屋敷や町人地が一部見られる以外は下級武士の組屋敷であった。組屋敷は大縄地として一括して組に付与された土地を組の構成員で等分して、小規模の屋敷を連ねた居住地であった。しかし、同じ組屋敷地でも北部と南部とでは形が異なっていた。緩やかな台地上に比較的整形で平坦な敷地を確保しやすかった南部に対して、北部では傾斜がきつく、平らな敷地は等高線に沿って細長い形でしか確保できなかった。更にその細長い敷地を同間口で幾数にも分割するため、一つ一つの敷地を小規模なものとしたのであろう。

こうした江戸期の街区割り、敷地割りに見られる設計

意図が、現在の風景にも色濃く引き継がれているのである。またこの事実を逆転させて見れば、多くの地区で古地図を頼りに遡っていき原形を見出すことが、現在の「ふつうのまち」の風景を意識化する有力な手段となりうるということも分かるだろう。

以上の例では、地区の地形と街路を手がかりに、歴史が更にオーセンシティを補強するかたちで「ふつうのまち」の風景の特徴が導き出された。こうした特徴を、分かり易い図やキーワードを用いて提示することで、「ふつうのまち」を意識化する契機を生み出すことができる^{※1}。重要なのは、ここではどのような景観が良いのか、という価値判断を含め、現在の景観を情緒的ではなく、構造的に平易に説明することである。この構造的説明とは、あくまで風景の見方を提示することに他ならない。この見方で実際に何を見るのか、何を選びとるのは、第一の工夫にあたる草の根ワークショップの結果を前提に、絞り込んでいくまた別の過程が必要であろう。

※1 新宿区ではこうした基礎調査に基づいて、来年度には区民向けの『景観まちづくりガイドブック（仮称）』を発行する予定である。このガイドブックを議論の土台として活用して、「ふつうのまち」を「特別なまち」へ転換させる予定である。

「景色はみんなのもの」という視点とまちづくり

川端五兵衛近江八幡前市長が挙げた風景認識の第三段階は「この景色はみんなのもの」という意識が芽生える段階のことだった。これは、景観が公共的であるという認識に至るということである。このことは何を意味するか。

全国町並み保存連盟が今から29年前に初めての全国町並みゼミを愛知県の足助と有松で開催したときのスローガンが「町並みはみんなのもの」というものであった。このスローガンは町並み保存の運動の中から出てきたといわれている。

町並みを形成している立派な町家はそれぞれ個人所有の私有物であるが、他人にそれらの町家を守れという権限はあるのかということが議論になったとき、たしかに個々の町家は店の町人の富の象徴かも知れないが、これを作ったのは大工や左官などの職人たちであるし、町家の維持管理にも多くの人が関与している。

そもそもそのまちに長年住み続けられた背景には近隣の人たちとの様々なつながりがあったからだろう、したがって町家の内部は個人のものに違いないが、町家の

の外部が連なっている町並みはみんなのもので、という主張である。

今日では歴史的な町並みの保全のために行政が補助金を交付することはごく普通のことになっている。歴史的町並みの公共性が一般に認知されているからである。

しかし、そうした認識も古来からあったわけではない。町並み保存運動のなかでの議論を通して、町並みの公共性という理念が鍛えられてきたのである。それが「町並みはみんなのもの」というスローガンにあらわれている。

「この景色はみんなのもの」という公共性の理解も、自発的に発生するものではない。こうした公共性の認識に至る運動こそ、景観まちづくり運動の出発点なのである。

一般にまちづくり運動とは「私」（わたくし）と「公」（おおやけ）の間に両者の中間的な空間及び理念を創り出すことから出発する。こうした領域はパブリックと呼ばれることが多い。私たちの身の回りの風景は私個人のものでもないが、公的主体のものでもない。その中間の「みんなのもの」なのである。だからこそみんなが共

図3 三栄町・坂町付近の江戸期の土地利用



※「尾張屋敷（嘉永3年）」（齋藤直成編『江戸切絵図集成 第五巻』、1982年の9頁）

通に守るルールが必要となる。ローカル・ルールの発生である。

景観法はそのことを法律の言語で表現している。つまり、「良好な景観は、…国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」(景観法第2条第1項)

2004年の景観法の制定によって初めて私たちは景観まちづくりの思想を支える法的な根拠を得たのである。

遅すぎたのだろうか。「町並みはみんなのもの」というスローガンから29年経過しているからには、たしかにそうだろう。しかし、取り返しがつかないほど遅すぎるということはないはずである。遅すぎるから景観法などもはや役立たないなどという声は聞かれない。

「風景はわたしのもの」という視点と景観利益

川端五兵衛前市長の慧眼は、景観の公共性にとどまらず、その根底に「この景色はわたしのもの」という主張が胚胎してくることを見抜いたことにある。

景色がみんなのものである段階では「みんなのもの」であることが同時に「だれのものでもないもの」になってしまうというきらいがある。それを守るためのローカル・ルールができたとしても、それはルールのためのルール、すなわちルールを守るだけのためのルールになりかねない。

それが景色は「わたしのもの」となった途端、俄然様相が異なってくる。景色を守らないものによって私が被害を受けるからである。景観はそれが一定の制約のもとに守られることによってある良好な状態を保っているとすると、そこには守るべき景観利益というべきものが発生しているのだということを示唆している点にこの主張の主眼がある。

景観利益という法律用語が一般の注目を集めるよう

になったのは、2002年12月18日に東京地裁によって判決が下された、国立マンション事件の民事訴訟の1審からである。

控訴審を経て、同裁判の上告審が結審したのは2006年3月30日である。判決文の中で景観利益については次のように述べられている。

「都市の景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には、客観的価値を有するものというべきである。(中略)景観法は…良好な景観が有する価値を保護することを目的としたものである。そうすると、良好な景観は近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受する利益(以下「景観利益」という。)は、法律上保護に値するものと解するのが相当である。」(2006.3.30最高裁判決)

こうして法によって保護すべき景観利益が存在することが最高裁によって認知されたのである。しかし同時に、最高裁は景観利益が認められる場合として、次のように述べている。

「景観利益は、これが侵害された場合には被侵害者の生活妨害や健康被害を生じさせるという性質のものではないこと、景観利益の保護は、一方において当該地域における土地・建物の財産権に制限を加えることとなり、その範囲・内容等をめぐって周辺の住民相互間や財産権者との間で意見の対立が生ずることも予想されるのであるから、景観利益の保護とこれに伴う財産権等の規制は、第一次的には、民主的手続きにより定められた行政法規や当該地域の条例等によってなされることが予定されているものということができるところからすれば、ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するもので

あるなど、侵害行為の様態や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である。」(同上)

すなわち、あらかじめ公的なルールが敷かれていることが前提条件とされている。それなりにハードルは高いといわざるを得ない。しかし、つい数年前までは、景観規制が法的に妥当か否かに関してすら議論があったという状況を振り返ると、これでもかなりの道のりを私たちは来ているということを実感する。

ここでの5段論法に即していうと、「景色はみんなのもの」であるから「景色はわたしのもの」でもあるという論理だともいえよう。

「風景はわたしたちのもの」というコモンズ

景観認識の最終段階は、川端五兵衛近江八幡前市長によると、他者へ啓蒙する段階であるということになるが、これを広く解釈すると、「風景はわたしたちのもの」という共同の場、すなわちコモンズをここに見出すという段階だといえるだろう。

「風景はみんなのもの」という表現と「風景はわたしたちのもの」という表現とはよく似ている。しかし微妙に異なっている部分がある。それはどこか。

「みんなのもの」というのは共同性の表現ではあるが、得てして「誰のものでもないもの」になりかねない。集団無責任体制になりかねないのである。これに対して、「わたしたちのもの」は違っている。共有の構成員の姿がはっきりと映し出されているのだ。こうしたコモンズ感覚を身の回りの風景に対して保有することができるかどうか、問題はその一点に尽きる。そしてこのことこそ、「まちづくり」の核心なのである。

「まちづくり」とは、たんに都市計画をソフトに表現したものなのではない。たしかにそのように表現して都市計画を身近にしようという行政側の意図が見え隠れ

する場合も少なくないが、まちづくりとは本来、地域の住民たちがみずからの住む地域を「私たちの共通の家」と実感するところから始まるものである。つまり、地域の住民がコモンズの思念を再獲得することからまちづくりは始まる。そして、身近な風景は十分にその対象となり得るのだ。

「この風景はわたしたちのもの」と感得する感性にこそ、まちづくりは胚胎するのである。

現在、景観法の施行以降、各地で進行している景観計画の立案、景観条例の策定や改定において留意すべきなのは、一見立派に見える計画の体裁なのではなく、景観計画の議論において、「この風景はわたしたちのもの」と実感できるような計画立案過程をデザインできるかどうかという点である。景観とまちづくりとが行政システムの中で交錯するとしたら、この点を措いて他にない。